

## 平成 27 年度第 2 回岩手県男女共同参画審議会議事録

### 1 日時

平成 27 年 9 月 16 日（水） 11：00～12：30

### 2 場所

盛岡地区合同庁舎 8 階講堂 B

### 3 出席者

#### (1) 岩手県男女共同参画審議会委員（14 人）

遠藤 晴美 委員

熊谷 彰記 委員

曾我 紀子 委員

高橋 秀幸 委員

千葉 典弘 委員

半澤 久枝 委員

平野 佳則 委員

藤谷 真紀子 委員

堀 久美 委員

宮寺 良光 委員

森 美枝子 委員

武藏野 美和 委員

山崎 哲雄 委員

渡辺 安子 委員

#### (2) 県側出席者

環境生活部長 根子 忠美

環境生活部副部長兼環境生活企画室長 津軽石 昭彦

環境生活部若者女性協働推進室長 千葉 彰

環境生活部若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長 中里 裕美

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 和田 英子

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 染谷 れい子

環境生活部若者女性協働推進室 主査 木野下 博道

総務部人事課 主任主査 高橋 政喜

総務部総合防災室 防災危機管理担当課長 山本 卓美

保健福祉部長寿社会課 高齢福祉担当課長 米澤 勉

保健福祉部子ども子育て支援課 主幹兼少子化・子育て支援担当課長 高橋 一志

商工労働観光部雇用対策・労働室 労働課長 工藤 直樹

農林水産部水産振興課 主任主査 阿部 孝弘  
復興局復興推進課 推進協働担当課長 菊池 学  
教育委員会事務局教職員課 主任主査 武藏 百合  
教育委員会事務局生涯学習文化課 生涯学習担当課長 藤原 安生  
教育委員会事務局スポーツ健康課 指導主事兼保健体育主事 高橋 雅恵

#### 4 傍聴者

1人（うち報道関係者0人）

#### 5 会議の概要

##### (1) 開会

###### 【和田主任主査】

只今から、平成27年度第2回岩手県男女共同参画審議会を開催します。

私は、本日の進行を担当します、若者女性協働推進室の和田と申します。よろしく申し上げます。

本日御出席いただいている委員の皆様は、委員総数18名のうち14名であり、過半数に達していますので、岩手県男女共同参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立することを報告申し上げます。

また、本日の審議の内容は、「岩手県男女共同参画審議会運営規程」により、議事録を公開することとされておりますことを申し添えます。

本日、環境生活部長が所要のため、少し、遅れてまいりますので、ご了承願います。

はじめに、津軽石環境生活副部長より御挨拶申し上げます。

##### (2) あいさつ

###### 【津軽石副部長兼環境生活企画室長】

おはようございます。ただいま照会がありました、環境生活部副部長の津軽石と申します。

本来であれば、部長がご挨拶申し上げるべきところですが、議会用務のため、少し遅れてまいりますので、代わってご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方には、本県の男女共同参画施策の推進に当たり、日頃から格別の御指導、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

前回、6月4日に第1回審議会が開かれましたが、その場において「いわて男女共同参画プラン」の改訂について皆様方から御承認いただいたことから、県では、プランの見直し作業を進めて参りました。

この間、国の男女共同参画会議計画策定専門調査会においては、7月に「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が公表され、全国6カ所での公聴会及び意見募集が行われたところです。

また、8月28日には、国会において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が可決、成立し、9月4日に施行されております。今後、国においては本法律に基づく「基本方針」を策定し、

県ではこの基本方針を勘案しながら、推進計画を策定することが求められているところです。

本日は、このような状況を踏まえながら作成した、改訂後の「いわて男女共同参画プラン」のたたき台について御審議いただくこととしております。

皆様の御意見をプランの改訂のみならず、今後の男女共同参画施策の推進に活かして参りたいと考えておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。本日はどうぞよろしく申し上げます。

### (3) 委員紹介等

#### 【和田主任主査】

お手元の名簿に、本日の委員の皆様方の出欠状況を記載しております。

なお、高嶋委員、中田委員、野田委員、晴山委員は本日所用により欠席されております。

配付資料の確認をいたします。(資料を確認)

### (4) 議事

#### 【和田主任主査】

それでは、只今から議事に入らせていただきます。

岩手県男女共同参画推進条例第27条第2項の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、平野会長に以後の進行をお願いいたします。平野会長は議長席にお移りください。

#### ① 「いわて男女共同参画プラン」の改訂について

##### 【平野会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。宜しくお願い致します。

それでは、議事(1)番「『いわて男女共同参画プラン』の改訂について」、事務局から説明いただき、委員の皆様から御質問・御意見を頂戴したいと存じます。事務局から説明をお願いします。

[染谷主任主査が資料1～3に基づき説明](約13分)

##### 【平野会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見などございませんでしょうか。

##### 【山崎委員】

まず確認ですが、この「いわて男女共同参画プラン」は、だれが見ることを予定しているのかを教えてくださいたいと思います。

##### 【染谷主任主査】

「いわて男女共同参画プラン」は、基本的には、男女共同参画社会基本法14条に基づく県の基本計画という位置づけになります。県として、岩手県全域を対象に、「男女共同参画を推進するにはこ

ういう方向でこういう取り組みをします」という内容です。市町村の方にもご覧いただき、県民の皆様方にも「こういうことに取り組んでいただきたい」ということを書いておりますし、企業の方々にも「こういうことに取り組んでいただきたい」ということを書いておりますので、基本的には岩手県民向けに作る、ということだと考えております。

#### 【山崎委員】

そうしますと、男女共同参画の分野に一定の知識がある人だけではなくて、そういうことはよく知らないという人もこれを見ることがになると想定している、ということだと思いますが、そうすると、例えば資料2の3ページの赤字になっているところ、「東日本大震災からの復興と防災における男女共同参画の推進」というところで、「災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため」という記載がありますが、分かるような気もしますが、考えてみるとよく分からない記載だ、という気がします。

それから次に「女性の活躍促進」が来ていますが、ここにも「東日本大震災津波からの復興においては、(中略) 特にも女性の活躍が求められています。」という記載があって、読んでいてよく分からなくなってくる気がしました。

「オール岩手」という言葉は、メッセージ性は非常に強いと思いますが、私は、考えてみるとよく分からないので、こういうことに詳しい人も詳しくない人も目にすることを予定しているとすれば、私から「こう書いたらいいのではないか」という提案まではできませんが、もう少し平易な表現をしないと伝わらないのではないかと思います。

#### 【平野会長】

ご意見ありがとうございます。

いろいろな人が見るので、できるだけ平易な表現を使ったほうがいいというご意見でしたので、今後進めていくうえで、勘案していただければと思います。

ほかに、質問・御意見などございませんでしょうか。

#### 【渡辺委員】

私からは「Ⅱ 女性の活躍促進」について何点か意見を申し上げたいと思います。

1点目ですが、女性の活躍促進について、新法が成立した経緯も踏まえて、ということだと思いますが、1として「女性の職業生活における活躍の推進」を位置づけていますが、各論のⅡの2は「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」となっていて、職業生活だけでなくあらゆる分野での女性の活躍を進めるという内容になっています。3が「ワーク・ライフ・バランスの推進」ということで、雇用に関することに戻っています。4も同様に「男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備」ということで、雇用の問題になっています。5が雇用以外の仕事に関する男女共同参画というような構成になっています。この各項目の構成状況を考えると2の「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が1番目に来て、「仕事に絞りますよ」ということで1の「女性の職業生活における活躍の推進」が2に来たほうが、「女性の活躍促進」の説明をするうえで、焦点を徐々に絞っていくというような方向でまとめられたほうが分かりやすいのではないかと思います。補足的に申し

上げますと、「女性の職業生活における活躍の推進」については、当然、雇用の分野においても含まれるので、その内訳が、本来であれば、3と4が包含されるという内容になっておりますので、やはり、1、3、4は並べて説明していったほうが、より県民には分かりやすいのではないかと考えております。

2つ目は、資料2の23ページを御覧いただきたいと思います。23ページの(1)の2つ目の○ですが、「国と連携しながら、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、育児・介護休業規定が整備されていない企業等に対し、規定の整備を働きかけます。」というまとめ方をされていますが、私共の認識ですと、育児休業制度や介護休業制度そのものについて、細かいところまでの認識についてはまだまだ周知がされていないと認識しておりますが、周知、県民の認識はかなり進んでいると考えております。むしろ、育児・介護休業法については、育児・介護休業制度だけではなく、例えば、短時間勤務制度や子の看護休暇制度、短期の介護休暇制度等が事業主の義務となっております。周知ということに力点を置くのであれば、むしろ、今申し上げた、育児休業後の、仕事をしながら、仕事と子育ての両立を図っていく、または介護との両立を図っていくといった、短時間勤務だとか、短期の休暇制度の周知を進めることも必要なのではないかと思いますので、周知に力点を置くのであれば、育児介護休業制度だけでなく、具体的に「短時間勤務」といった例を挙げるのか、または「その他の両立支援制度」といったような形で追加をするのか、そういったことについては事務局の判断にお任せしますが、「育児介護休業」に限定した形での表現は適切ではないと思っています。もし、「育児介護休業制度」に限定したいのであれば、ぜひ「育児介護休業制度が取りやすいような環境整備」ということで、「啓発」を入れていただければと考えております。

続きまして、23ページの(1)の4つ目の○「育児・介護休業の取得や休業後の職場復帰を促すため、事業主等に対し、国の助成金や給付金制度について、国と連携しながら周知を図ります。」とされていますが、育児休業や介護休業については、基本的には職場復帰が前提となる休業です。従って、単に職場復帰のために国が助成金を支給するということはありませんので、前のような形で原職復帰を進めるような形での助成金はありますので、そういったものを入れていただくか、もしくは職場復帰そのものをもっと柔軟に、円滑に進めるというふうな、広い意味でご記入いただけるのであれば、「職場復帰」の前の方に「円滑な」といった言葉を入れていただければと思います。

3点目ですが、29ページを御覧いただきたいと思います。「(4) パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の整備」ですが、一つ目の○「パートタイム労働等の多様な形態で働く女性の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の周知を図ります」とまとめられておりますが、パートタイム労働者や派遣労働者については、確かに、就労実態としては圧倒的に女性が多く就労しています。しかし、現実的にはこういった就労に男性も就いております。私共としては、こういったパートや派遣労働者の方の雇用管理の改善に関しては、女性に限定することなく、男女労働者を対象として施策を進めておりますし、また、男女共同参画の観点からも、ここの部分で「女性」という形でまとめられているのは適切ではないと考えます。ぜひ「労働者」に訂正していただければと考えております。

#### 【平野会長】

3点、ご意見をありがとうございます。

個別にいろいろ、事務局内部で揉んでいただいて、今後のことに反映していただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかに、質問、御意見等ございませんでしょうか。

#### 【堀委員】

今の渡辺委員の御意見に加えてですが、「Ⅱ 女性の活躍促進」のところ、その中の「2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」が、前回との並び方、流れの問題があったのと同時に、やはり、この間 「Ⅰ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進」でも明確になったように、方針決定過程への女性の参画の状況の問題は、むしろ以前よりも明確に浮かび上がっている状況ではないかと思います。ですので、ぜひ、そこところが埋もれてしまうのではなく、これが重要なのだというように。渡辺委員からは職業生活のまとまりということで順序の変更というお話がありましたが、まず、一番に位置づけていただくことが良いのではないかと私も思います。

その中で、ここでは「政策・方針決定過程」ということでまず審議会の話がありますが、それに続けて、女性の職業生活という話が出ております。これもまさしく、もし順番が変わって2番目に「女性の職業生活における活躍の推進」と流れるとすると、非常に重要なことなのですが、ここで書かれているのは、「参画意欲の向上」ということで、女性の側に向けての施策になっています。ですが、実際に今、女性の参画を進める、前回のプランで進めていく、という時に何が問題になったのかというと、一つは、数は増えたけれども、このように並んでいても、どのようにリーダーシップを発揮していくのかという、リーダーシップ発揮のための能力の掘り起こしや開発の部分と、それから人材育成といった言葉も使われたりしますが、そういったものが問題です。意欲だけでは実際にはなかなか発揮できないという問題。

もう一つは、大学などで大学生の就職先を見ていくと、職業生活において、女性をそういった立場に登用するのだ、あるいは育てていくのだ、という管理側、そこはもしかしたら意識の向上なのかもしれませんが、そういったものが、やはり岩手県内の企業なり、そういった立場にいらっしゃる方々にもう少し求められるのではないかと、ということがありますので、ぜひこのところは、今、〇が2つですが、もう少し踏み込んで書いていただけると、実質化するとか、有効になるのではないかと。県の方でも、岩手大学で管理職セミナー等やる時にご参加いただいています、やはり実際にやっている中で、上が変われば、職場風土や環境が変わってくる。平金さんのように率先してやっていただけたところがもっと増えるような取り組みまで、割と目立つところに、1つずつの個別のところではなく、特出しで出していただけるような仕組みになれば、ずいぶん変わるのではないかと思います。

#### 【平野会長】

御意見ありがとうございます。

順番の問題、この1から5の見直しと、どのように位置づけられていくのかというところ。根本的な内容は多分、県の方でもお考えになっている通りだと思いますが、その表現の仕方がもう少し具体的とか、そういうふうに変わってくればいいのではないかと思いますので、ぜひ、意見を参考にさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

ほかに御意見、質問等はございませんでしょうか。

**【森委員】**

資料2の14ページに「女性の職業能力開発の促進」という箇所があるが、岩手県に「職業能力開発審議会」というのがありますが、そこと重複するというか、同じような感じで進めていくのでしょうか？

**【津軽石副部長兼環境生活企画室長】**

これについては、男女共同参画はいわゆる横軸的に、あらゆる政策分野に係るプランだと思いますので、この考え方は職業能力開発と連動し、連携して進めていくべきだと思います。

**【森委員】**

具体的にはどういう能力開発を？

14ページに詳しく書かれていますが、「一連の職業訓練及び就職支援を実施します」というところですが、職業訓練は、例えば女性向けの何か具体的なことというのはあるのでしょうか？

**【工藤労働課長】**

県立の職業能力開発施設があり、また、職業訓練協会で職業訓練をしていますが、県の産業人材の育成のためには、県として職業能力開発が必要ということで、県では職業能力開発に焦点を当てた「岩手県職業能力開発審議会」を別途設けています。

資料2の14ページにありますように、男女共同参画、あるいは女性の職業生活の支援という観点でも、女性の職業能力開発の促進は非常に重要ということで、こちらにも記載しておりますし、審議会は別ですが、調整を図りながら進めていくということで考えております。

具体的に、14ページの職業訓練及び就職支援ですが、県としましてはもちろん、女性の活躍に必要な労働環境とか普及啓発については国、労働局と連携し、普及啓発を図っているところですが、職業能力開発については、女性の関係では主に3つの分野です。

1つ目は、女性の離職者向けの就職訓練。これは女性に限らず、県として委託事業で実施していますが、特に女性の方の利用が多く、70%以上が女性の方です。そういった再就職に向けた訓練を行っています。そのほか、国の委託事業等を活用しまして、女性の就業援助事業を行ってまして、平成25年度、26年度にはそれぞれ100人を超える方々に受けていただいております。それから、母子家庭のお母さん方等を対象とした職業訓練、自立促進事業という、国の委託事業を活用した事業を40名の定員で例年行っています。こういった女性向け、あるいは女性を多く対象とした職業訓練をかねてから行っております。

それから、職業能力開発ということでは、県立の職業能力開発施設でも女性が生徒として勉強されて、実業界に巣立っているということがあります。これらが具体的な職業訓練・就職支援を実施している状況です。

**【平野会長】**

それではほかに、質問、御意見等ございませんでしょうか。

#### 【武蔵野委員】

一番先に山崎委員がおっしゃったように、誰に伝えるべきものなのか、を考えた時に、お役所の人間に見せるべきマニュアルではない、というのが基本だとおっしゃっていたところを考えると、労働条件や女性が輝きましょうというのは分かりますが、女性が輝くためにはどうすればいいのかと考えた時に、その次の「男女共同参画の実現に向けた基盤の整備」とか、「メディアに対する教育」といったものをないがしろにはできないと思います。教育現場でも、小学校では男の子も女の子も普通にしているのに、それを見守る親たちが未だに「父兄」という言葉を使っていたり、先生が「男の子はこっち、女の子はこっち」という話をするなど、そういった根本的なところから男女共同参画の視点がちょっとずれつつあるのではないかと。今、女が輝け、と言えど女が喜ぶのかというくらい、女性輝けと言っていますが、多様化の時代ですよ。男女共同参画という言葉そのものが、もっと人権、人の命は大切なんだ、平和に暮らせる社会でなければいけないという、おおもとの基本方針があると思うので、そこにのっとって、労働環境とか、政策にかかわれる女性を育てることはすごく重要だと思いますが、本当の、大きい意味での人材育成とは家庭教育からではないかと思えますし、家庭教育は女だけがするものではなく、男の人と一緒にあって、参加するべきものだと思います。私はイクメンだから協力しているよ、という男の人たちがたまに取り沙汰されるが、それは別に男だから、女だからではなく、父親、母親という自分たちの意思を受け継ぐべき存在が子供であるという意味での教育だと思いますし、それが大きくなると社会になるのではないかと、いうところから、もう少し平易な言葉を使って、浸透できるものになればいいな、というふうに考えております。メディア教育なども、どちらかと言うと、女性が輝くというとか、キャアキャア声を上げてにぎやかにやっていると女の子カワイイという、性的な面も出てしまったりするのは、どちらかと言うと輝いていないのではないかと。それをメディアが大きく捉えたことによって、そこで性差を生んでしまうのではないかという懸念もありますので、そういうところをもっと普段の生活に浸透させるような働きかけ方が必要なのではないかと思えます。私自身、これをかみ砕くのに非常に苦労しますし、全部が全部、把握できない、というのが現状なので、これを市町村に下ろした時には、自分の言葉では説明不可能だと考えてしまうのが現状です。それをもう少し、下ろせるように、みんなで考えられる素案であればいいのではないかと考えます。なるべく、簡潔な言葉で抑えていただければと考えました。

#### 【平野会長】

貴重な御意見ありがとうございます。

参画プラン自体の文言字体を平易な表現というのもあると思えますし、伝える段階で、どのように分かりやすく伝えていくか、メディアを使う・使わないは別にして、広く県民の皆さんが分かる状態にしていく工夫が必要だと考えましたので、是非その辺も考慮頂ければと思います。

他に質問等ございませんか。

熊谷委員お願いします。



**【熊谷委員】**

今の平易な表現ということに関連していると思うのですが、新旧対照表の各論については非常に現行より分かりやすいですね。これは非常に良くまとまっていて良いのではなかと思いました。

プランのたたき台の方ですが、赤線で追加した部分については追加で良いと思うのですが、直した部分が前よりも表現があいまいになっているような感じがしまして、具体性がちょっと乏しい様な、あいまいな表現に変わっているような感じがして、もう少しどこを中心にプランを実行するのか、具体的な文章というか、どのへんが中心でこれを行うのかということがもっと明記されていれば良いのではないかと。

前の黒字の方が具体的な名前が出ていましたので、まったくここではあいまいな表現に変わっている所が何箇所もありましたので、そこの中心部所を具体的に示すと、県民が見たときに、それについては何処に聞けばいいのか、相談の窓口、質問窓口もはっきりして良いのかなと思いました。

**【平野会長】**

御意見ありがとうございます。

その辺も、考慮頂ければと思います。

他に質問等ございませんでしょうか。

**【遠藤委員】**

熊谷委員に先に言われました。

ちょっと分かりにくい言葉、説明しにくいところがあるかなと感じて、前よりは読みやすくなったと思います。

**【高橋委員】**

膨大な資料なので、総括するような、まとめた部分があっても良いのかと思います。そして、さらに詳しい資料として作っていただければ。通して読むには根気がいるので、その辺があれば良いかなと思います。

**【平野会長】**

ありがとうございます。

千葉委員はいかがですか。

**【千葉委員】**

おっしゃる通り、読み取るのに、理解するのに難しい表現が多いのですが、国の男女共同参画基本計画からの流れで、整合性を求めながら県でも、地域性をどうやって反映していくかということに苦慮なされていると思いますし、市町村もそういう形ですね。ただ地域住民の方が読み取るのに難しいので辛いのですが、Q&Aで、住民の視点から「こういう場合はどのように計画に盛り込まれているの」と、やさしく書いてあると良いのではないかと思います。

総花的な計画になるので、県としての主たる問題点がどこだということ、決めづらいでしょ

けれども、決めながら、ポイントを当てて行くのも1つの方法かなと思う。

先ほど、母子家庭の職業訓練の話が出ましたが、母子家庭というのは個人的にも、社会的にも問題になっていて、その6割の方が貧困で非正規雇用がほとんどで、子供達は大学へ行けない、負の連鎖というか、若いうちに結婚してまた失敗してという傾向に有りがちということをとらえると、とても大きな問題点だと思うので、そういうところに焦点を当てるとか、地域性とか個性を醸し出しながら、世の中に訴えていけば、より岩手県のプランが人の心に琴線に触れるのではないかと思います。

#### 【平野会長】

総括的な言葉ということもありましたし、どこに焦点を絞ってどこをプランの期間の中で取り組んで行くのかということが明確になると、より進めやすくなるのではないかと思いますけれども、その辺も盛り込んでいただければと思います。

半澤委員をお願いします。

#### 【半澤委員】

女性の職業能力開発の促進というところに該当するかと思いますが、今年の4月に子ども子育て支援新制度が出来まして、その中で子育て支援員という枠組みができたみたいで、東京都で9月から子育て支援員を養成しますというのがホームページにありました。

支援員は何をするのかというと、ファミリーサポートセンターですとか、自治体採用されているところの保育士ではないけれども講習会を受けるとそういう就労する場所に就職できるという制度でして、岩手県ではいつ始まるのかといったこともあり、子育てされている方の女性の強みとして次の就職につながるという、子どもがいるということで就職ができないということではなく、それを強みにしていける仕事も最近は出てきたので、県の方でも進めていければ良いと思います。

子育て支援員の養成はいつ頃からかお伺いできればと思います。

#### 【高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長】

昨年度、子育て支援に携わる方を全国的に増やしていこうということで、子育て支援員の制度が検討されてきましたが、子ども子育て新制度での位置づけが、この3月まで国の方でいろいろ検討していたこともあり、なかなか各県揃ってスタートということにはなっていないのが現状です。

一方で家庭的保育者の養成というのがありまして、ファミリーサポートセンターや、放課後児童クラブでありますとか、家庭で子育てをされている方が保育所以外の様々な施設で働ける、家庭的保育者という資格です。こちらにつきましては県内の市町村で昨年度から養成を始めています。

このため、子育て支援員の養成については、市町村が今後採用を希望するかどうかを踏まえながら検討することとなると考えています。

#### 【平野会長】

これから取り組んでいこうとしているということですね。

藤谷委員お願いします。

【藤谷委員】

今、半澤委員さんがおっしゃったことを、私も考えていたのですが、仕事と家庭の両立というのが、女性が仕事に復帰する上で大きい問題となっていると思うので、両立を図るための環境整備はどのようになるのか。

これから仕事をしたいと思う人は、そこが見たいところだと思うのですね。男性が家事に協力するとか、いろいろ男女で協力していくのですが、子どもが学校に上がらないうちは、なかなか仕事に行きたくとも行けないということが出てくるので、仕事と子育ての両立を図る労働環境の整備というところは、県民の方が女性は見たいところだと思います。

先ほどの子ども子育て支援制度の中の具体的なもの、24 ページの中にも盛り込まれていますが、それらを広げる担い手は、子ども園もそうですし、小規模保育事業などもありますという、今はまだきちんとした整備は終わっていないですけれども、このように環境を整備していこうと思っておりますということを、重点的に語れば、見るほうとしてはこのような事が環境整備されるのであれば、両立ができてくるかとも思えるのではないかなと思いました。

【平野会長】

ご意見ありがとうございます。

盛岡商工会議所でも、創生会議の取組の中で、少子化対策としてどういうことに取り組んでいけば良いかということで、まだ取りまとめまではいっていませんけれども、24 時間型の保育施設を出来ないだろうか、働き方も多様なわけで、一般的な労働時間の保育施設だけでは、お母さんとしては困る人も出で来るわけで、そういった取り組みが出来ないかとか、地域として子どもを育てて行くという考え方からすると、そういった事がお母さんの負担を減らせる要因になるのではないかと考えるところもあります。

保育園に預けて、熱が出たら迎えに来てくださいということがあります。そういう時に病院まで連れて行ってくれるサービスとか、そういうものが拡充されていくと、安心してお母さんが働ける、仕事にも専念できる、本来ならばお母さんが戻ってお子さんを見られるのが、一番良いわけですが、時間的にすぐ戻って来られないところにいるということもありますので、そういったことも今後県全体として促進できるような示し方ができれば、安心して子どもを育てられて、結果的に人口が増えていくということに繋がっていけば良いなど、考えているところです。

宮寺委員いかがですか。

【宮寺委員】

抽象的な話になってしまいますが、基本的には委員の皆様のおっしゃられた事に異論を唱える気は無いです。

話を聞いていて思ったことは、国の施策が先行して、女性の労働力の必要性が社会的な要請になってきていて、その事だけが先行するような考え方ではなくて、女性が働こうとすればするほど苦しい思いをしたり、不利益が伴うということは無い様に、環境を含めて変えていかないといけない

かなと、裏返すと働くという選択することによって、希望が持てるようなビジョンが見えるようにしたほうが良いと思う。

政策過程ですので、抜本的に改善するというのは難しいものがあると思うので、社会状況等を踏まえながら、改善して行く必要があると思う。

プランの内容が、少しずつ変化してきているのは、これまでの女性の差別というものを解消していくというようなことが、前面になって作られてきた部分があると思いますが、男女の共同参画、平等というものがなになのかという、定義というか位置づけ、働くということ、社会生活を送るということにおいて、しっかりと明確に示した上で、そのことがどのような形で不平等とか、差別みたいなものがこの地域に残っているのかということ、先ほど男女別の統計的な指標を示すということがありましたが、そういったものをしっかり出していって、不平等はこういう形で起こっていて、それが地域社会に大きな不利益になっているということを、明確に示していけるように、展開していけば良いなと思いながら、お話を聞いていました。

**【平野会長】**

ありがとうございます。

曾我委員いかがですか。

**【曾我委員】**

花巻でも計画を作っていますが、男女よりも世代間格差の方が大きいのではないかとということが、よく聞かれるのですが、ここには書かれていないなと思いました。

これが、女性に向けられたのであれば、専業主婦とか独身の女性にも向けて、子育てとかそういう人たちのためだけのプランになってしまっているのも、女性全員に、もう少しきめ細やかなプランの方が良いのではないかと思います。

地域では世代間格差があって、若い人が入れないということがよく挙げられるので、そのあたりをどうにかして頂ければと思います。

**【平野会長】**

ありがとうございます。

子育て世代だけではなく、各世代の女性の働きやすい環境というものにも配慮して頂ければということですね。ありがとうございます。

まだまだ、ご意見ご質問あるかと思いますが、次に議事の第 5 その他に入りたいと思います。事務局の方からお願いします。

〔染谷主任主査が参考資料 1 - 1 ~ 2 - 4 に基づき説明〕 (約 3 分)

〔中里課長が参考資料 3 に基づき説明〕 (約 3 分)

**【平野会長】**

ありがとうございます。

以上で事務局の方は宜しいですね。  
只今の説明について、ご質問はございませんか。

**【堀委員】**

中里課長からご説明頂きましたふるさと振興総合戦略、おそらくこれは私達が審議している男女共同参画プランよりも県民の注目は高いであろうプランですので、ここに若者女性活躍支援プロジェクトが盛り込まれていることは、すごくインパクトがあり、そこに盛り込まれている指標はなんなのかと拝見させて頂いたけれども、これらがプランに反映されるということなので、本当にこれで岩手の女性は岩手に残れる指標なのか、折角プランであそこまで踏み込んだ内容を書き込んで頂いてあるにも関わらず、指標についてはこれからにせよ、ここに書かれた1から5までの指標、この指標が良いとか悪いとかではなくて、これしかないというところで、先ほどお話しましたように、例えば女性が働きやすいように今、意思決定にいる人達がどうなるのかとか、他に皆様から出ている世代間格差がどうなるのか、というところに踏み込んだ指標は残念ながらここからは感じられない。

それについて、こちらの審議会から意見を申し上げるものなのか、すでに決まったものなのか、今の説明では不明確ではあったのですが、男女参画推進審議会委員としては、もう少し踏み込んだ、かつ、先ほどの議論にあったような有効性、実行性の高い、数値はやはり目標達成というところで最後に力を持ちますので、是非もう一度再考頂ければと思います。

**【平野会長】**

ありがとうございます。

**【中里課長】**

今回ご審議頂く男女共同参画プランの指標につきましては、数的にはこれ位ではなくて、主要指標としてもかなりの数で、参考資料として目標は定めないけれども数値を見ていくような、数値もかなりの数設定することになると思います。

今回のふるさと振興総合戦略につきましては、10のプロジェクトの中の1つに掲げられたのは、非常に重要だと掲げられておりますが、指標としては各5つの取組に1つずつということで、数に限りがあると言ってはなんですが、この5つをこの取組の指標をして、この取組の成果を現す指標としてこれが適当ではないかということで設定されています。

取組につきましては男女共同参画プランに、今ご審議頂きましたとおり、もっともっと多くの取組が掲げられますので、もっとたくさんの指標が掲げられます。つぎの審議会でご提示させて頂きまして、ご審議頂きたいと思っております。

この戦略につきましては、この戦略を検討する会議がまた別に開かれることになっています。こちらの方でご審議頂くことになります。

**【堀委員】**

実はですね、そちらの方ではプランを検討中なので、というような話があったとい情報がありま

して、どこで言えば実質できるのか、例えばロールモデル提供事業の参加者数、5つしかないのであれば、これを出さなくても良いのではないかという感覚があります。

数が限られているのであれば、差替えも含めて、ここで議論することではないということは、今の説明で分かりましたが、資料がでたということで議論ができるのであれば、男女共同参画審議会としては再考をお願いしたいという意向はお伝え頂ければと思います。

**【平野会長】**

ご意見ありがとうございます。

**【中里課長】**

はい、わかりました。

ご意見伝えたいと思います。

**【平野会長】**

渡辺委員お願いします。

**【渡辺委員】**

事務的な確認をさせて頂きたいのですが、ふるさと総合振興戦略の指標というのは、検討中なのかもしれませんが、ある程度素案として固まったものとして出していると思うのですが、今後変更や見直し等は現時点で可能かどうかを教えてください。

**【津軽石副部長】**

スケジュール的にもよろうかと思いますが、この戦略についてはこれまで作業をしております、有識者会議の方での議論を経て、実は今日午後この会議がございまして、有識者会議のスケジュールとすると、最終の会議と聞いております。

ただ、決定自体は知事が最終的に県として決めるわけですので、そういった過程の中で必要な見直し当は、検討としてはあると思います。

**【平野会長】**

指標について、変更等、差替え出来るかどうかは、午後からの会議の中で検討されることになるかと思いますが、全部総花的にここに盛り込んで行くという事は、たぶん10項目の中の1項目のなかのこういう項目になっていると思いますので、すべて盛り込むことは不可能だと思います。

項目として取り上げられて、適正な指標のあり方というのはどうなのかというのは、再度検討する余地があるとなれば、そこを検討頂くということ、宜しいでしょうか。

では、その様に計らって頂きたいと思います。

時間も迫ってまいりましたが、全体的の中でも質問、ご意見、まだ言っていなかったとう内容があればどうぞ。

**【武蔵委員】**

たたき台の中で、女性が輝くとかいろいろ言葉が聞かれましたが、東日本大震災津波からの復興に当たって、女性に対する暴力が顕著に現れたと言われていました。

審議の状態で、男女共同参画の視点から防災の観点であるとか、出てはいるのですが、今日の話の中で DV 等に関わる話が無かったので、そちらも是非落としてはいけない問題だと思いましたので、これからの審議の中で宜しくをお願いします。

**【平野会長】**

ご意見ありがとうございます。

曾我委員お願い致します。

**【曾我委員】**

この位の資料を、この間家に郵送されて、読むのが大変なので、もう少し早く送って頂けると助かります。

**【平野会長】**

ご意見ありがとうございます。

それでは、本日予定されている議事は以上です。

事務局の方から何かありますか。

**【根子部長】**

私の方から一言御礼申し上げます。

最初に、県議会の方で遅れて出席しましたことを、お詫びいたします。

本日は、いろいろたくさんご意見を頂き、大変ありがとうございました。

特に大きかったのは、県民の皆さんが見る、あるいは浸透させるということであれば軽易な表現でやっていただきたい、という話がありまして、それについては、本編の方をそのように行いたいと思いますが、なかなか全てがそのような表現になるかと言えば難しいので、概要版というのか普及版のようなもので、先ほど千葉委員から「Q&Aを入れたらどうか」というお話がありましたので、そういったところで工夫していくことを考えたいと思っております。

職業能力の話とか、子育て支援の話がありました。男女共同参画は非常に多岐にまたがる分野です。それぞれの分野である程度方向を決めているものを、総体としてまとめるとなると、なかなか全てを盛り込むのは難しいので、全体のレベルの調整を取りながら検討していきたいので、そこはご理解頂きたいと思えます。

本審議会ですけれども、後 2 回開催する予定になっておりますので、次回の審議会では、プランの素案の審議をお願いしたいと思っております。委員の皆様にはご多忙のところご出席をお願いすることになりますが、県としては先ほどもお話しした通り、非常に多岐に渡る分野ですので、関係部局と連携を取りながら、本日頂いた意見も踏まえながら、改訂に反映させていきたいと思っております。

ますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

本日はまことにありがとうございます。

**【平野会長】**

これもちまして、平成 27 年度第 2 回岩手県男女共同参画審議会を閉会いたします。

どうも、ありがとうございました。